

# 日本平滑筋学会会則

## 第 1 章 総則

### (名称)

第 1 条 本会は日本平滑筋学会 (Japan Society of Smooth Muscle Research) と称する。

### (目的)

第 2 条 本会は平滑筋に関する研究の発展，知識の交流を図り，医学及び医療水準の向上に寄与することを目的とする。

### (事業)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため，以下の各号に掲げる事業を行う。

(イ) 年に一回総会を開催する。

(ロ) 総会開催時に学術集会を行う。

(ハ) 機関誌を発行する。

(ニ) 優れた人物や業績の表彰・顕彰事業を行う。

(ホ) 事業，その他の関連情報を公開する。

(ヘ) 以上の事業を遂行するため，事務局を設置する。

### (事務局)

第 4 条 事務局の所在地は附則にて定める。

## 第 2 章 会員

### (会員)

第 5 条 会員は本会の目的に賛同し，本会の定める入会の手続きをへて承認され，所定の会費をおさめなければならない。会員は本会の事業に参加する権利を有する。会員は本会規則を遵守する義務がある。

### (入会)

第 6 条 本会に入会する場合は，所定の入会手続きを行い，理事長の承認を得なければならない。

### (会費)

第 7 条 会費は附則にて定める。

### (名誉会員)

第 8 条 年末12月31日時点で，70 歳まで会員を継続した評議員経験者は名誉会員，70 歳まで会員を継続した評議員未経験者は特別会員として，理事会および評議員会の議を経て，理事長が推戴する。

### (退会)

第 9 条 退会を希望する場合は，退会 1 か月前までに事務局（理事長）に文章で届け出なければならない。

(休会)

第 10 条 休会を希望する場合は、以下の各号のとおりとする。

(イ) 海外留学，出産，育児，病氣療養または傷病，介護，その他理事長が認めた理由により本学会会員としての業務が遂行できない場合は，所定の休会届を理事長に提出し休会することができる。届出年度の会費は納入するものとする。

(ロ) 休会会員が復会を希望するときは，復会届を理事長に提出し，届出年度の会費を納入するものとする。

(ハ) 休会期間中は，本会各賞への応募，総会での一般演題発表，役員業務等，本会の事業に関わる事はできない。また休会時年数は会員継続年数には含まれない。

(会員の資格喪失)

第 11 条 会員は以下の各号のひとつに該当する場合に，その資格を喪失する。

(イ) 第 9 条により退会した場合。

(ロ) 死亡または失踪宣言を受けた場合。

(ハ) 会費を 2 回以上督促しておさめない場合。

(ニ) 本会の名誉を傷つけ，または事業を妨害した場合。

(ホ) 本会員としての義務を順守しない場合。

(ヘ) 除名された場合。

### 第 3 章 役員

(役員)

第 12 条 本会には次の役員をおく。

(イ) 理事長 (ロ) 理事 (ハ) 監事 (ニ) 評議員 (ホ) 学術集会会長 (以下会長)

(ヘ) 学術集会副会長 (以下副会長) (ト) 事務局長 (チ) 機関誌編集長

(役員の仕事)

第 13 条 理事長は本会の会務を総理し，本会を代表する。

第 14 条 理事は理事会を組織し，本会の会務を執行する。

第 15 条 会長は年次学術集会の業務を行い，かつ責任を負う。

第 16 条 副会長は会長を補佐し，会長に事故あるときはその職務を代行する。

第 17 条 監事は決算および予算の施行を監査する。

第 18 条 評議員は会員を代表して第 35 条に規定する事項を審議する。

第 19 条 事務局長は理事長および会長を補佐し，本会の事務にあたる。

第 20 条 機関誌編集長は機関誌 (Journal of Smooth Muscle Research) を編集する。

(役員を選出)

第 21 条 理事長は理事の互選 (投票) により理事会にて選出される。

第 22 条 理事・監事および会長・副会長は評議員の互選 (投票) で推薦された候補者の中から評議員会の投票で選出され，理事長が委嘱する。

第 23 条 評議員は、理事・評議員から推薦された原則として会員歴 3 年以上の候補者を理事会・評議員会で審議の上、理事長が委嘱する。

第 24 条 事務局長・機関誌編集長は評議員の中から理事会の議をへて選出され、理事長が委嘱する。

(役員任期)

第 25 条 役員の定年は満 70 歳とする。

第 26 条 理事長の任期は 1 期 2 年、2 期までとする。

第 27 条 会長・副会長の任期は 1 年とする。

第 28 条 理事・監事および評議員の任期は 1 期 4 年とし、再任をさまたげない。

## 第 4 章 会議

(会議)

第 29 条 総会は年 1 回理事長が招集し、議長は理事長がこれにあたる。

第 30 条 理事会は年 1 回以上理事長が招集する。

第 31 条 理事会は、臨床系理事 10 名程度、基礎系理事 10 名程度で構成され、その議決は委任状を含め理事の過半数が出席し、その過半数の同意をもって定める。会長、副会長、事務局長、機関誌編集長のうち理事でない者および監事 2 名は立会人として理事会に同席する。

第 32 条 理事会は代理人を認めない。

第 33 条 理事会議決事項のうち、第 35 条に規定する事項は評議員会の議をへなければいけない。

第 34 条 評議員会は理事長が招集し、議長は会長がこれにあたる。

第 35 条 評議員会は次の事項を審議する。

(イ) 会の事業計画 (ロ) 前年度会計と次年度の予算案 (ハ) 会則の変更

(ニ) 役員の選出 (副会長を含む) (ホ) その他重要事項

第 36 条 評議員会の議決は委任状を含め評議員の過半数が出席し、その過半数の同意をもって定める。

## 第 5 章 学術集会

(学術集会)

第 37 条 原則として、年 1 回学術集会を開催し、開催地、会場、期日、運営に関しては会長に一任する。

## 第 6 章 補足

(委員会)

第 38 条 理事長は理事会の議をへて、各種委員会を設置し、委員を委嘱することができる。

る.

(会則の変更)

第 39 条 会則の変更は理事会および評議員会の議決をへて、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 40 条 本会の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

第 7 章 附則

第 41 条 事務局は 〒105-8461 東京都港区西新橋3-25-8 東京慈恵会医科大学外科学講座内に置く。

第 42 条 本会則は平成30 年8 月17 日より施行する。

第 43 条 本会は会費を次の通り定める。

- |              |                              |
|--------------|------------------------------|
| 1. 正会員       | 3,000円 (35歳以下、於 ; 年末12月31日時) |
|              | 8,000円 (一般会員)                |
| 2. 名誉会員・特別会員 | 無料                           |
| 3. 70歳以上の会員  | 無料                           |